

蕨市道路占用料条例の一部を改正する条例  
蕨市道路占用料条例（昭和56年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																																																																	
<p><b>附 則</b> 1～3 （略） （占用料の特例） 4 令和7年3月31日以前に占用の許可を受けた工作物、物件又は施設に係る一の年度内の占用料は、別表占用の種類の欄に掲げる種類の区分に応じ、同表占用料の欄に定める金額が、当該年度の前年度の末日において適用されていた当該区分における占用料に100分の120を乗じて得た額（以下「特例額」という。）を超える場合は、同欄の規定にかかわらず、特例額を当該年度内の占用料とする。 5・6 （略） 別表（第3条関係）</p>				<p><b>附 則</b> 1～3 （略） （占用料の特例） 4 平成28年3月31日以前に占用の許可を受けた工作物、物件又は施設に係る一の年度内の占用料は、別表占用の種類の欄に掲げる種類の区分に応じ、同表占用料の欄に定める金額が、当該年度の前年度の末日において適用されていた当該区分における占用料に100分の120を乗じて得た額（以下「特例額」という。）を超える場合は、同欄の規定にかかわらず、特例額を当該年度内の占用料とする。 5・6 （略） 別表（第3条関係）</p>																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用の種類</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物</td> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="8">1本につき1年</td> <td><u>4,000</u></td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td><u>6,200</u></td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td><u>8,400</u></td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td><u>3,600</u></td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td><u>5,800</u></td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td><u>8,000</u></td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td><u>360</u></td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td rowspan="2">長さ1メートルにつき1年</td> <td><u>36</u></td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td><u>22</u></td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td><u>3,500</u></td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年</td> <td><u>2,200</u></td> </tr> </tbody> </table>				占用の種類		単位	占用料	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	<u>4,000</u>	第2種電柱	<u>6,200</u>	第3種電柱	<u>8,400</u>	第1種電話柱	<u>3,600</u>	第2種電話柱	<u>5,800</u>	第3種電話柱	<u>8,000</u>	その他の柱類	<u>360</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>36</u>	地下電線その他地下に設ける線類	<u>22</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>3,500</u>	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>2,200</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用の種類</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物</td> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="8">1本につき1年</td> <td><u>3,200</u></td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td><u>4,900</u></td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td><u>6,600</u></td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td><u>2,800</u></td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td><u>4,500</u></td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td><u>6,200</u></td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td><u>280</u></td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td rowspan="2">長さ1メートルにつき1年</td> <td><u>28</u></td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td><u>2,800</u></td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年</td> <td><u>1,700</u></td> </tr> </tbody> </table>				占用の種類		単位	占用料	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	<u>3,200</u>	第2種電柱	<u>4,900</u>	第3種電柱	<u>6,600</u>	第1種電話柱	<u>2,800</u>	第2種電話柱	<u>4,500</u>	第3種電話柱	<u>6,200</u>	その他の柱類	<u>280</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>28</u>	地下電線その他地下に設ける線類	<u>17</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>2,800</u>	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700</u>
占用の種類		単位	占用料																																																																		
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	<u>4,000</u>																																																																		
	第2種電柱		<u>6,200</u>																																																																		
	第3種電柱		<u>8,400</u>																																																																		
	第1種電話柱		<u>3,600</u>																																																																		
	第2種電話柱		<u>5,800</u>																																																																		
	第3種電話柱		<u>8,000</u>																																																																		
	その他の柱類		<u>360</u>																																																																		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>36</u>																																																																	
	地下電線その他地下に設ける線類	<u>22</u>																																																																			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>3,500</u>																																																																		
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>2,200</u>																																																																			
占用の種類		単位	占用料																																																																		
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	<u>3,200</u>																																																																		
	第2種電柱		<u>4,900</u>																																																																		
	第3種電柱		<u>6,600</u>																																																																		
	第1種電話柱		<u>2,800</u>																																																																		
	第2種電話柱		<u>4,500</u>																																																																		
	第3種電話柱		<u>6,200</u>																																																																		
	その他の柱類		<u>280</u>																																																																		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>28</u>																																																																	
	地下電線その他地下に設ける線類	<u>17</u>																																																																			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>2,800</u>																																																																		
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700</u>																																																																			

改正後				改正前			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>7,200</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>5,700</u>
	郵便差出箱		<u>3,000</u>		郵便差出箱		<u>2,400</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>7,100</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>6,500</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>7,200</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,700</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>150</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>120</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>220</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>170</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>330</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>250</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>430</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>340</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>650</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>510</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>870</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>680</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,500</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,200</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>2,200</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,700</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>4,300</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>3,400</u>

改正後					改正前				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>7,200</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,700</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.004$	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.004$
		階数が2のもの		$A \times 0.006$			階数が2のもの		$A \times 0.007$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.007$			階数が3以上のもの		$A \times 0.008$
	上空に設ける通路			<u>3,600</u>	上空に設ける通路			<u>3,200</u>	
	地下に設ける通路			<u>2,100</u>	地下に設ける通路			<u>1,900</u>	
その他のもの			<u>7,200</u>	その他のもの			<u>5,700</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>71</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>65</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>710</u>			その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>650</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>710</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>650</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>7,100</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>6,500</u>
	標識			1本につき1年	<u>5,800</u>	標識			1本につき1年
		祭礼、縁日等					祭礼、縁日等		

改正後					改正前				
1号に掲げる物件	旗ざお	に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>71</u>	1号に掲げる物件	旗ざお	に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>65</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>710</u>			その他のもの	1本につき1月	<u>650</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>71</u>	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>65</u>	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>710</u>		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>650</u>	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>7,100</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>6,500</u>	
		その他のもの		<u>3,600</u>		その他のもの		<u>3,200</u>	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>710</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>650</u>	
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>720</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>570</u>	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>A×0.010</u>	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>A×0.012</u>		
	その他のもの		<u>A×0.007</u>		その他のもの		<u>A×0.009</u>		
令第7条第10号に掲げる施設及び自	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>A×0.022</u>	令第7条第10号に掲げる施設及び自	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>A×0.020</u>		
	その他のもの		<u>A×0.007</u>		その他のもの		<u>A×0.009</u>		

改正後				改正前			
動車駐車 場				動車駐車 場			